

あきる野市教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 開催日 平成30年2月22日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時06分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第1 議案第7号 あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第8号 あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 あきる野市特別支援教育推進計画(第二次計画)の策定について
- 日程第4 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 私 市 豊   |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員      | 丹 治 充   |
| 委 員      | 小 西 フミ子 |
| 委 員      | 坂 谷 充 孝 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- |             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長     | 小 林 賢 司 |
| 指 導 担 当 部 長 | 鈴 木 裕 行 |
| 生涯学習担当部長    | 佐 藤 幸 広 |
| 教育総務課長      | 宮 田 健一郎 |
| 教育施設担当課長    | 岩 崎 徹   |
| 学校給食課長      | 宮 崎 勝 央 |
| 指 導 担 当 課 長 | 間 嶋 健   |
| 生涯学習推進課長    | 松 島 満   |
| スポーツ推進課長    | 吉 岡 賢   |

図 書 館 長  
指 導 主 事

山 根 悟  
雑 賀 亜 希

9 事務局欠席者

指 導 主 事

若 泉 寿 人

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、2月の定例会を始めさせていただきます。

去る2月20日、平成30年度の定例議会が招集されまして、市長から平成30年度の施政方針、それに続きまして私から教育方針を述べさせていただきました。

この中で「不易流行」、この言葉をここのキーワードとして示しました。不易流行、申すまでもなく、世の中が変化していく中で、いつまでも変わらない大事なものがある、そういう意味でございます。この言葉は、教育現場ではしばしば使われている言葉でございます。私がこの平成30年度にこれを使ったか意味は、2年後、2020年に新しい学習指導要領が始まります。主体的、対話的で深い学び、何ができるようになるか、そういった表現や内容での改正が予定されています。中でも注目は小学校の英語が教科となることで、なぜ小学校で英語を教科として学ぶのか、これは情報化が進展して、グローバル化が広がり、本当に世界がつながることへの対応、そして10年後、2030年には人工知能が本当に社会全般に当たり前に使われている時代になるだろうといわれています。それらに対する準備、これが2020年の新学習指導要領になるのではないかと私は考えております。

その一方で、不易たる、いわゆる変わらないもの、これが平成30年、小学校では来年度から、31年からは中学校で道徳が教科と始まります。この道徳、私は不易たるもの変わらないものであると考えています。この道徳を通して、特別支援教育の大事さ、そしていじめや不登校をなくすということが子供たちへの理解を深めていくことだと思えます。そういう意味で、平成30年度の教育方針の結びに不易流行という言葉を使わせていただきました。教育委員の皆さんにもご理解をいただければと思います。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会2月の定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、事務局は若泉指導主事が欠席をしております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思えます。

まず、議事録署名委員の指名については、小西委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第7号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を指導担当部長にお願いをいたします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

それでは、あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

このたび規則の一部を改正するに至りました背景には、昨年、平成29年9月13日に学校教育法施行令の一部を改正する政令が公布されました。公布とともに施行されました。

この学校教育法施行令の改正された内容につきましては、施行令の第29条の条文が変わっております。これまで第29条、項目1つであったところに、第2項として新たに項目が加わりました。この第29条の内容は、学校の学期及び休業日に関する規定でございます。本市におきましては、あきる野市立学校の管理運営に関する規則に、その学期、休業日に関する規定を設けておりますが、この条文に新たな項が加わったことによりまして、あきる野市立学校の管理運営に関する規則の条文の表記も改正するということになりました。管理運営に関する規則の中では、第29条と表記しているところがありますが、この内容は学校教育法施行令の一部改正にあわせると、第29条第1項という表記になりますので、この表記をそろえるという意味での一部改正でございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第7号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第7号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第8号あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正についてを上程します。

説明を指導担当部長、お願いいたします。

指導担当部長（鈴木裕行君）

それでは、あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正について説明いたします。

あきる野市立学校職員の服務規程につきましては、東京都立学校職員服務規程に準じた内容で構成されております。東京都の経費負担教職員である学校の教職員について、異動等による事務の引き継ぎに関する規則について改正するというものでございます。

該当の条文といたしましては、第15条の内容でございます。第15条には、その引き継ぎについて、後任者または上司の指定する職員に引き継ぎ、その結果を上司に報告しなければならないと記載されているところを、後任者または上司の指定する職員に引き継がなければならないと改めております。

さらに、ただし上司の承認を得たときは、口頭により事務引き継ぎを行うことができるという文章を削っております。また、そこに新たに項目を加えるものでございます。

新たな項目は次のとおりです。前項の規定にかかわらず、職員（校長、副校長を除く）

となっておりますが、職員が上司の承認を得たときは、口頭による事務引き継ぎを行うことができる。さらに加えた項目として、前2項の職員の上司は、事務引き継ぎの事前または事後において、引き継ぎ内容を確認し、必要な措置を講じなければならないとなっております。

これを現状の学校の引き継ぎの中でもう少し補足いたしますと、教職員については校長の承認のもとで口頭により引き継ぎができるということであり、そして、校長、副校長につきましては、事務引き継ぎは口頭でなく文書によって引き継ぎの手続をするということ新たに規則の中で定めたということであり、現状といたしましては、管理職の異動引き継ぎについては文書での引き継ぎを既に実際に行っておりますので、実態に合わせた改正ということでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。質問がありましたら、お願いをいたします。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

改正後の第15条の2項のところに、前項の規定にかかわらず、職員（校長、副校長（これらのうち別に定めるものを除く。）を除く。）という形で出ていますけれども、校長、副校長以外に文書でないと引き継ぎができない方というのは、どういう方を想定されているのかを教えてください。

指導担当部長（鈴木裕行君）

失礼しました。ちょっと確認いたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

済みません、ちょっと確認が必要ですので、お時間をいただいて、改めてご説明申し上げたいと思います。

教育長（私市 豊君）

では、わかり次第お願いをいたします。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ただいま教育長職務代理人が質問された部分と同じ箇所になるのですが、校長、副校長で、これらのうち別に定めるものを除くとあるのですが、校長、副校長の中で除かれる方というのはどこに定められているのかなというのがあって、どのような方が除かれて、校長、副校長であっても口頭による引き継ぎをすることができる人がいるということでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

ただいまのご質問につきましても、先ほどの質問とあわせて確認をして、後ほどご説明  
したいと思います。

教育長（私市 豊君）

お願いいたします。

委員（丹治 充君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

これは事務職員等の関係ではないのですか。例えば課長職で入っていたりなどという事  
務職員はいますね。これは、管理職ですよ。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

現在のところ、そのご指摘の可能性もありますが、十分な確認が必要だと思いますので、  
また改めたいと思います。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

先程と少し異なるところなのですが、提案理由の例外として規定している口頭による事  
務引き継ぎについては行えなくするとともにとあります。口頭による事務引き継ぎを行え  
なくするというのが提案理由であるにもかかわらず、改正後の第2で口頭により事務引き  
継ぎを行うことができると書いてあるのは矛盾しているように思うのですが。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

基本的には、引き継ぎは文書で行うことが望ましいのでありますが、上司の承認を得た  
場合ということで、口頭による事務引き継ぎができるという規定になります。上司が文書  
による引き継ぎを必要と判断した場合には、校長、副校長でなくても文書による引き継ぎ  
を行うということになります。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。そう書いてあるわけですがけれども、そうであれば現行のもの  
でもそう書いてあるので、改正の必要はないのではないかとと思うのですが、何が変わっ  
ているのか、ただ項目が増えているようにしか見えないのですけれども。現行のものでも上  
司の承認を得たときは口頭により事務引き継ぎを行うことができると書いてあるわけで、  
このただし書きがあるので、承認を得たときはと。ですので、改正後も同じことではな  
いかなと思うのですが。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

今回の改正につきましては、これまでの規定の読み取り方によっては、口頭により行うことができるという例外規定を見直すという考え方、そして管理職は口頭による事務引き継ぎを行うことができない形にするということで、表記を改めております。上司の責務として、部下の事務引き継ぎについて責任を持った引き継ぎを行わせるという意味で、この項目の表現になっております。

委員（坂谷充孝君）

項目として、上司の責任を明記したということ。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

そうでございます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

先ほど田野倉委員からお話いただいた件でございますが、校長、副校長以外の方ということで経営企画課長というような、東京都の職の場合にはそういった方が位置づけられて、東京都立学校職員服務規程には記載されているところでございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

済みません。ちなみに、今あきる野市にはそのような役職の方というのはいらっしゃいますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

市ではおりません。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。

教育長（私市 豊君）

高校にはいますね。五日市高校にはいました。

委員（丹治 充君）

教育長、いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

だから、この辺の読み込みの中では職員というのが教員だけじゃないですね。だから、そういう意味での課長職ですね、管理職は。そのように読めばいいわけですね。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

はい、そのとおりでございます。

教育長（私市 豊君）

先ほどの坂谷委員の質問。

委員（坂谷充孝君）

もう一度繰り返します。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

同じ質問させていただきます。2項にある括弧書きの中の部分です。校長、副校長で、その後に括弧書きでこれらのうち別に定めるものを除くとありますが、校長、副校長のうち除かれる、別に定めてあるというのは、どこに定めてあり、どういう方が当たるのかを教えてください。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

あきる野市立学校職員等服務規程として公開しているものの中では、この別に定める部分というのは示しておりません。考え方として、校長及び副校長の、学校の校長、副校長の中でも実際に増員して配置される、あるいは学校現場で直接携わらないで勤務する場合もございますので、そういった校長、副校長の場合は引き継ぎということも除外されるということがありますので、そういった内容で別記ということになります。この別に定めるものを除くということ、別に定めるものを示した部分については要綱上の示しはございません。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

そのようであれば、この括弧書きの（これらのうち別に定めるものを除く。）の部分は削除したほうがよろしいのではないのでしょうか。定めていないのであれば、不要な文章だと思いたしますが、いかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

別に定めるところは例規集等で規定を示す以外にも運用上といいたしでしょうか、あ



るいは東京都教育委員会の通知等に基づいて対応しなければいけない場合もありますので、表現としては残しておいたほうが、さまざまなケースに対応できると思いますので、このようにしております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

意見になろうかと思えますけれども、校長、副校長は基本的には口頭での引き継ぎは禁止されている。禁止というか、しないということを明記している文章で、ただこういう方は除きますという文章なので、これがあることによって、この人は口頭でも良いという拡大解釈で、結局のところこの改正の意義というのがなくなってしまと思います。このような広くとれる文章というのはなくしておいたほうが良いのではないかなど。何らかの、この方は例外となるなということが出たときには、こういう何か定めをつくって、この方はという別の定めができたときに、この括弧書きを使って書けばいいことではないかなと私は思います。この口頭引き継ぎを行えなくするというのであれば、こそこのほうが良いのではないかと私は思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

委員のご心配されるご意見に基づく、それを補完する手続といたしましては、校長、副校長が事務引き継ぎを行った際には、前任者と後任者の間で引き継ぎをしたという引き継ぎ書を作成いたします。この引き継ぎ書を教育委員会の事務局に提出させるということで、確実に文書の引き継ぎを行ったという手続を行いますので、規定を拡大解釈するということはないということでご理解いただければと思います。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

そういったしっかりと引き継ぎがされている文書で確認できるようにするのであれば大丈夫かなと思います。それではわかりました。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

この2項ですけれども、例えば校長先生がやむを得ず年度途中で退職される等、そういうことが起きたときに、この中に書いてある上司の承認という、その上司という立場は、どなたになりますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

校長が年度途中の退職した場合でも、前任者、後任者、必ず引き継ぎを行い、その時点

で校長は必ず文書による引き継ぎを行うこととなりますので、退職する日までに引き継ぎを完了させるということで、この手続は進んでまいります。上司の承認を得て、口頭による事務引き継ぎを行うということについては、校長、副校長について承認はありませんので、文書による引き継ぎということとなります。

委員（小西フミ子君）

よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

例えば校長先生がその学校にいられなくなって、代替にどなたか見えたときとか可能性もありますね。そのような急な引き継ぎ事があったときに、そのときの上司に当たる人は誰なのか少々気になるのですけれども。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

校長が直接前任者と後任者の引き継ぎができない場合には、通例ですと副校長が代行しておりますので、副校長が後任の校長に事務の引き継ぎを行うということになります。その引き継ぎにおいて不足の部分につきましては、指導室で担当していくこととなります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい、わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。よろしいですね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第8号あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第8号あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第9号あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）の策定についてを上程します。

それでは、説明を指導担当部長、お願いをいたします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）についてご説明いたします。

この第二次計画の案につきましては、昨年11月22日の教育委員会定例会におきまして報告をした内容でございます。それを踏まえまして、ことし、平成30年2月1日から14日までパブリックコメントを行い、その意見を整理したものが今回の計画案でございます。

詳細につきましては、指導担当課長から補足をいたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

それでは、ご説明させていただきます。

1月22日の特別支援教育検討委員会、それから1月29日の臨時福祉文教委員会、そして2月1日から14日までのパブリックコメントを経まして訂正をさせていただきました。その中で、変更点があったところにつきましてご説明させていただきます。

まず、17ページでございます。（5）番、巡回指導等による幼稚園・保育所の支援の充実、幼稚園、保育園からの要望としてですが、現在臨床心理士が定期訪問しているだけではなく、教育相談所の活用といいますか、園児、またはその保護者の相談業務についても積極的に取り組んでほしい。そして、早期発見、早期支援ということが子供のよりよい成長につながっていくということでございましたので、当初ありました臨床心理士の定期訪問に加えて、教育相談所の園児及びその保護者への相談業務の実施ということで、これまでもやっていなかったわけではないですが、しっかりと位置づけさせていただいたところがございます。

続きまして、18ページ、これは子ども家庭部でございますが、「あきる野子育てステーションこころの」の取り組みと教育委員会の取り組み、この連携というものをより一層進めてほしいということで、実際にやっていること、そしてその取り組みが教育委員会の取り組みと一体としてあるということを推進計画に位置づけることで、つながっているということを位置づけてほしいという要望がありましたので、こちらはやはり幼稚園、保育園及び保護者からの要望で追記させていただいたところがございます。

続きまして、22ページでございます。こちらは保護者からの要望でございますが、実際に特別支援学級に進学するというようなことがあったときに、極端な表現をいたしますと若干偏見といいますか、そういった感情に近いような発言を受けたことがあるといったところがあり、そういったことを今後市民に啓発していくことで、そういったことがないように進めてほしいという要望がございます。これまでの取り組みに加えまして市長部局、特に障害者支援課になると思いますが、そういったところと障害者週間等の機会を活用して、正しい理解促進に向けた取り組みを積極的にやっていくということで、具体的に記述をさせていただいております。

最後でございます。23ページ、最後、学齢期終了後の推進計画のところでございます。当初保護者からのご要望ございましたが、やはり進学といった先、いわゆる小中学校、特別支援学級を卒業した後の先のことについて、このことを非常に心配すると、そういったことに対しての情報提供や相談活動を続けてほしいということで、教育相談所の継続や

個別の子ども家庭支援センターの相談業務を続けるのに加えて、いわゆる進路指導、情報提供について、学校と連携を図りながらさらに進めていくということを追記させていただいております。以上のところが特別支援教育検討委員会からのご意見として出たところでございます。

臨時の福祉文教委員会としては特別な意見はありませんでしたが、ユニバーサルデザインを取り入れた授業等で、いじめの関係についてかかわっていき、子供たちの心の育成にもつながるのではないかとといった特別支援教育の波及の予算みたいなことについて、より生かしてほしいといったご意見があったところでございます。

また、パブリックコメントについては、今回につきましては特別なご意見等はいただいております。

以上でご説明を終わりにさせていただきます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑等に入ります。質問等がありましたらお願いをいたします。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

只今、間島課長の方から2017年度11月の定例会で案として見せていただいたものから、加わった部分ですとか、文言が変わった部分、意見などについて説明していただきました。私が比較した中では、7ページのせせらぎ教室における不登校児童生徒の在籍校復帰支援の部分と、(4)の教育相談所における児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実、このあたりも新しく加えていただいている、非常にわかりやすい内容になっていると思いますので、とても評価しています。

1つ質問をしたい部分があるのですが、9ページのあきる野市における特別支援教育推進体制の中の(4)、就学相談委員会の中で各年度の表が出ています。その中の上から3つ目の欄にある案件総数の数字とその下の判定の件数、普通学級になったのか固定学級になったのか特別支援学校になったのか、これを足したものが案件の総数になってはいないのですが、その理由をお聞かせください。

同様に、10ページの入室判定委員会においても案件総数と判定と入級不適を足した数が案件総数になっていないことについて教えていただけますでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

10ページの入室判定委員会のから先に説明させていただきます。こちらは、いわゆる判定が継続案件として上がったものがございます。なので、判定をしきれなかった、もしくは継続審議の内容であった場合にこのお子さんたちは次年度に判定が延期されます。再度この審議はしているのですが、次の年度になっていくということでございます。

それから、9の就学相談委員会につきましては、こちらは就学、審議中に取り下げ等があるものがございます。例えば今年度も今取り下げの流れになりそうなものが、最初の相談の中から審議の中で別の体験場所も経験してくださいというような意見があつて、その

辺のところは保護者との思いとずれが出ますと、保護者が不安を抱きまして審議に上がっている途中で取り下げというようなことがあるわけでございます。そのために下がっているものがございます。そういったものが最終的には審議案件として上がっていますが、途中で取り下げるということで数のずれが発生しています。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

8ページの放課後デイサービスの活用状況ですが、このデイサービスを開いているところがかなり多くなっていますけれども、市内に何カ所ぐらいあるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

申しわけございません、その辺のところにつきましては障害者支援課に確認をさせていただきたいと思います。ただ、当初の数、平成27年度の当初の数と比べると増えているということは間違いないと思います。

教育長（私市 豊君）

私の記憶では、18事業所と障害者課長が言っていた記憶が残っているので、十何カ所というのは間違いないと思います。

委員（小西フミ子君）

わかりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

21ページの(9)、ここでは交流ですね、それから共同学習というような内容で記入されていると思います。さまざまな心身の特性だとか、あるいは考え方を持つ全ての児童生徒といいますか、相互にコミュニケーションを取り合って理解を深めているわけですが、そしてお互いに支え合うというのか、心のバリアフリーといいますか、そういう教育を展開していると思います。本市の学校では、特別支援学級あるいは通常の学級との交流活動、あるいは行事の交流だとか、あるいは副籍交流もあきる野市では都に先駆けて実施してきました。

そういった意味では、あきるの学園との学校間交流を通じて、共同学習の活性化を図り、そして相互に認め合うことができるように各学校では取り組んでいると思います。そうした中で、13ページに教員研修会等の具体的な研修内容が示されているように、各学校で

も年間指導計画の中に位置づけて実施できると、この交流活動もより活発に展開できるのではないかと思います。この取り組みによって、学校訪問等の中でも各学校では特別支援教育の理解を図るために、児童生徒、それから保護者を含めて啓発活動といいますか、周知活動をしているわけですので、さらに子供から大人まで、こういう交流活動を通じて、やはり理解が深まっていくだろうと思うわけです。ですから、ぜひこの交流活動の中では、より学校が交流しやすいような、そういう指導といいますか、その辺について、また指導室のほうからも担当より、各学校へ情報提供していただくと、より効果的な特別支援ができるのではないかと思います。意見と要望を含めてお話しさせていただきましたけども。

教育長（私市 豊君）

答弁ございますか。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

ご意見ありがとうございます。ぜひ、各学校の取り組み、交流活動や共同学習の状況を研修会で相互に確認し合うような、紹介し合うような機会をつくる、そういった場を設けて、各学校の取り組みが充実するよう工夫していきたいと考えております。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

副籍授業に関してなのですけれども、大変良いことだと思います。例えば近くに少し変わった人がいたとします。何も持たないでいつもうろろしている人がいたときに、とても不安になります。おかしい人だと、怖いなという気持ちを抱きます。実際、大人でもそういうことがあるのですけれども、地域の学校に行っている子だと、あの子はどこの子だというのがわかりますが、特別支援学校に通っている子が地域の中にいるということを知らないことは結構あります。そのようなときに、その子が特別支援学級との交流があるということで、あの子はどこの、誰々なのだということが子供たちも自然にわかるということは、大変良いことであるし、障害の理解も深まりますので、接することが大事だと思います。1つ気になったことがあるのですが、障害者差別法が施行されまして、例えば車椅子を使用している子とか、そういう子たちが副籍、ここに必ずって12ページに副籍事業を必ず実施することになっているということで、そういう車椅子対応の男の子とか女の子とかが地域の普通の特別支援学級のほうに副籍として交流する場合に、その子たちの車椅子対応トイレとか、それから学年によって階段を利用できないときのスロープだとか、そのような物理的なことも、この中には想定されているのでしょうか。それが少し気になったのですけれども、教えていただけますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

副籍に当たっては、実態に応じて実施することになっております。当然、交流といっても活動をそのお子さんによっては一緒に行うことが難しい状況のお子さんもいらっしゃる

ます。そういった場合には例えば間接交流ということも副籍の取り組みの一つになります。具体的には、書面でのいわゆる学校だよりの交換とか、そういったところからまずは情報の共有ということでの交流を始めていきたいと思います。できるだけ合理的な配慮といったものはしていく必要があると思います。ですが、やはりできる配慮もそれぞれあると思いますので、例えばトイレを全部つくとか、そこまではこれは長期的な取り組みとしては検討していくことも考えていかなきゃいけないと思いますが、今、何ができるかというのは、あくまでこれは合理的な、今、できるもの、可能なことの中で最善を尽くすということだと思っております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

特別支援ということについては、早期発見で早期に対応するということが、その子供にとって最も必要なことであろうと思います。これまでも行ってきた様々な施策を基本的には継続していくというのが、この方針なのかなと思うのですが、18ページですが、これは単純に表記がそうになってしまったということだと思いますが、指導力向上というところで、やはりコーディネーター連絡会ですとか研修会を充実していくということは、現場の職員等にとってとても大切なことであり、理解を広めていくということにも有意義と思うわけなのですが、この部分だけ平成30年のところに矢印がないのは、これは入り切らなかったからということなのか、年4回実施で7回以上実施等々、ほかの部分にも何回実施とありますけれども、これは29年度までそうだったということで、できればそれ以上という形で考えて進めていただけると、方針としてよりよいのではないかなと、最低でもこれまでと同じように継続していく。さらに上を目指していくのだということが、こちらの推進計画に書かれていると、これを見た市民の皆さんも安心できるのかなと、そんなふうにするのですけれども、この表記の仕方について何かお考えあればお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

これまでの研修会につきましては、年7回実施という書き方だったのが7回以上と、今、お話しがあったとおり以上という書き方になっていて、その研修の内容については、特別支援ということでももっと広げた、先ほどユニバーサルデザインの授業づくりという、ユニバーサルな環境づくりなのというのも今後保育園、幼稚園の中でもかかわってくるのかなと、そういった取り組みなども加えていけると思っています。それらは研修内容の改善でもって抽出を図るということだと思っております。

特別支援コーディネーター連絡会につきましても、同様にこれまでのいわゆる研修、連

絡会という内容でございましたが、そこにより次のコーディネーターを育成するための研修的な内容を入れることで充実を図るとか、そういったことは考えていたと思っているところがございます。コーディネーターの職務の増大なども踏まえ、連絡会の回数の増につきましては、最低4回実施ということの記載の仕方でございますので、そこからさらに内容の充実、回数については今後検討ということでご理解いただければと思います。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。そうですね、回数をやみくもに増やせば向上するかというと、必ずしもそうではなくて、内容を充実させるというのは非常にすばらしいことだと思いますので、現実的な取り組みとして、よろしく願います。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

11ページですけれども、学校生活支援シート、それと相談支援ファイル（ステップ）の、この内容としては大体似ているようなものですから、その学校生活支援シートは学校でも保管するわけですね。それは保護者にも複写という形で渡されるのか、それと学校の支援シートの保管期間ですか、文書保存期間はどのくらいなのか気になります。よろしく願います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

保存期間については確認をさせていただきますが、指導に関する内容でございますので、一定の期間、通常学校のものとは5年保存ということでありますので、恐らくそのようだと考えますが、確認させてください。

それから、個別の教育支援計画、学校生活支援シートにつきましては、これは長期スパンで考えるものでございますので、保護者と一緒につくっていくものでございます。ですので、保護者が内容について把握できるものでございます。これに加えて個別指導計画は、これは学校がそういったものについてどう個に応じて指導していくかという、これは学校内部の指導の内容の記載にするものでございます。

それから、相談支援ファイル、似ているものですが、これは生まれてからずっと続けていくものでございますので、こちらはご家庭で管理していくものということになります。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

そうしますと、学校生活支援シートのこれに関しては、医療や福祉等の関係機関との密接な連携を図るためにも用いていますということは、大事であって、保護者である私でさえも、そういう子供の昔のことを日記にでも書いていないとわからなかったりすることが



あります。障害と決まってしまった場合、その障害が決まった段階で、昔はどうであったかということが資料としてすぐに見られる、一貫して見られる。例えば高等部へ行って、その後の人たちにも見られたら良いという気がします。

それでは相談支援ファイルを持っていけばいいのではないかという気がするのですがけれども、実際に保護者がもしかしたら障害ではなく、ちゃんと克服するかもしれない、と思うと、このファイルの重要性というか家で保管することに対して、例えばうちの娘みたいに「重度障害」だとわかっていると、本当に将来にかけて大事なもので、二十歳を過ぎて障害年金をもらう手続の際にも、障害とわかったときの初診の日まで遡って書くような、とても詳しい内容が8ページぐらいでしたか、かなりの量があったのです。思い出さなければ書けないような内容だったと記憶しています。障害がしっかりわかっている者にとってみると、これは重要なので持ち続けるし、書き続けるのですがけれども、この相談支援ファイルは希望者に配付ということであると、これはふだんから、乳幼児のときから「もしかしたら」というようにクエスチョンマークがつく過程の方たちも、もらえるというか配っていただけということなのですね。わかりました。了解しました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

20ページの個に応じた指導、支援の実施の中で、道徳教育の充実ということで表が掲載されています。これを見たときに矢印は平成30年度から実施になっているのですが、その矢印に対する言葉、小学校「特別の教科道徳」の実施というのが平成31年度の欄に書いてあるので、時期がずれているのではないかと勘違いをしてしまうと思います。小学校「特別の教科道徳」の実施という文言をもう一つ左の平成30年度の欄にずらして、逆に中学校「特別の教科道徳」の実施という文言を平成31年度の欄に書いたほうが見やすいのかなと思います。もし差し支えなければそうしていただいたほうが良いかと思います。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

指導担当課長（間嶋 健）

はい、わかりました。

教育長（私市 豊君）

お願いいたします。

私から1つ確認しておきたいのですが、これからのスケジュールといいますか、それをちょっと教えていただけますか。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

こちらは本日ご承認いただけましたら、市議会の全員協議会に提出し、ご報告させていただきまして4月2日より執行という流れになっております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

議会はいつですか。全員協議会は最終日ですか。

指導担当課長（間嶋 健）

最終日になります。3月23日金曜日、全員協議会へ報告予定でございます。

教育長（私市 豊君）

3月23日の議会全員協議会のほうに報告して、それが最終確認になろうかと思えます。

委員（坂谷充孝君）

これは報告で、もう施行されるのですか。

教育長（私市 豊君）

はい。それまでに、本日の部分も含めて修正をするということによろしいですか。

指導担当課長（間嶋 健）

語句の訂正等を行いつつ、もう一度確認をさせていただきながら、ご指摘あったところ等は訂正するという形になります。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

もしよろしければ、紙じゃなくてもいいのですが、その何か訂正されたりしたものをPDFとかデータ化したもので、本日、幾つか数字等についてもあったかと思うので、何か改めて確認だけでもお願いできますか。

教育長（私市 豊君）

訂正の部分ですか。

委員（坂谷充孝君）

ええ。訂正されたものを確認できたらいいかなと思うのですけれども、そういうことは可能でしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

もちろんでき上がりましたら、全員協議会に出す前に皆様にご提示させていただきます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

それは、よろしいですね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第9号あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）の策定については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第9号あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）の策定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入ります。

私からのほうから報告をさせていただきます。

お手元の報告でございますが、2月の10日、多摩地区特別支援教育研究会「劇と音楽の会」が福生の市民会館で行われました。多摩地区の16の中学校が参加をしております。あきる野市からは東中と五日市中が参加をいたしました。東中は合唱と合奏、1年間の学校生活、行事等を振り返りながらの発表でありました。この中で、合奏と合唱をつなぐ、その時間を使って4人の中学生がコントを繰り広げました。非常に芸達者で、本当にテレビで見るような、プロの芸人のような芸を見せてくれました。会場も非常に盛り上がりまして大爆笑を誘っておりました。才能の一端を見られたなというふうに思ったところです。

五日市中は劇「走れメロス」、五日市中の学校訪問のときに、あの練習風景を見ました。本番は、さすがにもうすばらしいできで、8人出演者がいたのですが、本当にみんな集中してしまっていて、すばらしいで仕上がりで大変感動しました。本当に指導の先生方のご苦労があったと感じています。

ほかにも1月28日の小学校の展覧会、それから綱引き大会、2月3日の青少年の音楽の祭典、それから2月4日の中学校の東京駅伝、また先週、少年少女ドッジボール大会ありました。どれも大変にすばらしいと感じましたが、一方で先生方の負担、これがあることにも思いがありまして、教員の働き過ぎやその改革をどのようにするのだといったことで、矛盾するのですけれども、ですがどのようにやっていくかということは、やはり教育委員会としても調整を図りながら取り組んでいかなければならないなということを改めて強く感じたところです。悩ましい問題ではありますけれども、真摯に受けとめてやっていきたいと考えております。また、教育委員の皆様方とも一緒に協議、相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

教育委員からの何か特にこれはというものがありませんでしたら、お願いをしたいと思います。いかがですか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今、教育長がおっしゃっていたように、さまざまな場面で子供たちが活躍する場面をたくさん見る機会がある2月だったと思います。その陰には学校の先生方ももちろんですけれども、保護者の方ですとか、その地区にお住まいの方々、青少健ですとか、伝統芸能を支えていらっしゃる方ですとか、本当にいろんな方のサポート、支えがあって子供たちが本当に地域の方みんなに見守られながら、健やかに成長しているのを感じられる1カ月だったと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

ほかにございますか。

委員（小西フミ子君）

よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私は、1月の青少年音楽祭でした。これ中抜けしましたけども、いろんな団体が出ていて、やはりあきる野学園の太鼓のときは本当になぜ涙が出てくるのだろうと思うほど感激しまして、やっぱりその努力、先生方も一生懸命体を張って、まねするように、まねするように指導していました。その子供たちも一生懸命まねをして頑張ってきたというその頑張っている練習風景までも思い浮かべるぐらい、そういうところが伝わってきて感動が湧いたのかなと思いました。

それから、あと私1年余りになりますけれども、教育委員をさせていただいて、展覧会とか音楽会とか、本当にありがたくいろいろなものを見せていただいているのですが、展覧会や音楽祭の中で保護者の方がいろいろお話をしてくださったりしたのですけれども、先生方ってやはり大変だと、その支度をするまでの準備期間もどのくらい費やして支度をされたのかを思うと頭がさがる思いです。

最近私が思うのは、大昔私が育てていた時代と違って、例えば運動会の朝の花火もなくなっているし、それから餅つき大会も数少なくなっているし、それから運動会の際の音楽も余り派手ではなくなっている。雪合戦もない。何かそういう季節は季節なりの遊び方とか楽しみ方とかあって、どんど焼きにしてもそうですけど、昔からの日本の伝統とかやってきたことが消えていってしまっているのがとても残念でたまらなくて、その土地でお会いした保護者の方たちからも、いろいろな人がうるさいとか衛生面とかが良くないのではないとか、そういったことは確かにあるのかもしれませんが、先生方がいつもびくびくしないで、季節は季節なりのそういうものを子供たちに味わわせてあげたいという気持ちに同感します。大変だとは思いますが、季節を感じる子供、将来になって、お餅つきはこうやる。機械ではなく、説明できるくらいに、そういったことが続いてくれたらいいと強く感じましたので、学校の先生の大変さはとても良くわかるのですけれども、季節を感じるあきる野の良さを伝えてほしいとつくづく感じた時期でした。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

委員（丹治 充君）

じゃ、1つだけいいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私印象に残ったのは、やっぱり作品展でした。作品の一つ一つが、子供たち本当に一生懸命つくり上げたというのが、そういうものが如実に伝わってきましたし、またその子供たちの良さを引き出している、いわゆる学校の取り組み、このすばらしさといいますか、各学校をそれぞれ賞賛していただければと思います。

そして、もう一つは非常に冬らしい冬というのでしょうか、体育館は寒いですね。あの中で綱引きの準備を早朝からしてくださって、それで子供たちや大人の皆さんに楽しんでもいただきましたが、ああいう背景にある事務局から教育委員会担当の皆さん方、本当にありがとうございました。皆さんは大変喜んでいました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

坂谷委員はよろしいですか。

委員（坂谷充孝君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかにはないので、教育長及び教育委員の報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

3月でございます。3月20日火曜日でございますけれども、中学校の卒業式となります。

続いて、3月の22日木曜日が小学校の卒業式となります。

最後に、次回3月の定例会でございますが、3月22日木曜日午後2時から505会議室で開催いたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

特に何かございますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会2月の定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時06分